



NO. 237  
2014. 11. 10

発行  
国土交通省管理職  
ユニオン  
所在地  
東京都千代田区霞ヶ  
関 2-1-2 中央合同庁  
舎 2 号館  
TEL 03-3509-1138  
Eメール  
k-union@alpha.ocn.  
ne.jp  
ホームページ  
http://www7.ocn.  
ne.jp/~k-union



# 管理職員の悲願「超勤手当支給」へ前進 「管理職員深夜勤務手当」新設実現 人事院も認める「ユニオンからの強い働きかけ」の結果

2014年度人事院勧告で「管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により「祝休日の日以外」の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給すること。手当の額は、勤務1回につき、範囲000円を超えない範囲内」との勧告が出されました。

## 厳しい情勢の中 身近な要求を粘り強く追求し前進

今年度の人事院勧告でユニオンの永年の要求であった「管理職員の超過勤務手当支給」の要求が、大きく前進しました。今回の要求前進は、人事院本院や地方事務局が認めるように「ユニオンの運動があったから」前進したものです。今号では、ユニオン結成以来「ユニオンの運動があったから」要求が前進したものを何点か取り上げてみました。

## 管理職手当で毎月10,000円の増額管理 職特別勤務手当も改善、運用も拡大へ

この中で「検討する」と回答させ、一時は「管理職手当の中に含まれている」としてその支給を拒否しようとした中、再び2011年の人事院交渉で「検討中である」と回答させてきたところでした。今回の人事院勧告後の人事院本院の「ユニオンさ↓

ん「要求もあり」の発言や地方事務局の「ユニオンも含めた国交省からの強い働きかけがあり付いた手当だ」と思うように、今回の「管理職員深夜勤務手当」の支給は、ユニオンの永年の運動の結果、勝ち取った手当であるといえます。

### 管理職員深夜勤務手当

代表的な官職	特別調整額区分	手当額
本府省課長	一種	6,000
本府省室長	二種	5,000
府県部長	三種	4,300
管区課長	四種	3,500
地方課長	五種	3,000

平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合  
この要求は国家公務員の労働組合の中で唯一ユニオンが要求していたものであり、2006年に人事院交

### 管理職特別調整額の定額化後の手当

職務の級	手当額 (円)					本省課長補佐
	1種	2種	3種	4種	5種	
10C	139,300					
9C	130,300	104,200				
8C	117,500	94,000	82,200			
7C		88,500	77,400	66,400		35,400
6C			72,700	62,300	51,900	33,200
5C				59,500	49,600	31,700
4C					55,500	46,300
3C						37,200

### 管理職特別調整額の支給割合

区分	1種 本省課長等	2種 本省室長等	3種 府県部長等	4種 管区課長等	5種 府県課長等	本省課長補佐
支給割合	25%	20%	17.5% (16%)	15% (12%)	12.5% (10%)	8%

( ) の率は定額化前の支給割合

## この結果 4種で一万円前後の賃金アップ

### 管理職特別勤務手当

(管理職員が休日等に出勤した場合に支給される手当)

区分		6時間未満の支給額	6時間を超えた支給額
3種	改訂	8,500円	12,750円
	現行	8,000円	12,000円
4種	改訂	7,000円	10,500円
	現行	6,000円	9,000円
5種	改訂	6,000円	9,000円
	現行	4,000円	6,000円

平成19年4月から実施

管理職手当の支給率を12%から15%（4種）に改善させ、さらに、この「管理職手当の増額」と平行して、管理職特別勤務手当を増額させています。さらに、「運用を緩和せよ」の運動の中で自宅でも緊急時に行った連絡や指示についても支給の対象とさせています。

11 2 面下段に続く

# パワーハラ撲滅を目指して

当局にパワーハラ一掃の申し入れ書を提出

国土交通省管理職ユニオンが先日実施した「第9回管理職員等アンケート」では、パワーハラを受けたことがある管理職員等は回答者の41%762人、そのうち2%35人は現在も受けていると回答、そして「周りでパワーハラをみた」と回答した管理職員等は25%474名いることが明らかになっています。

際限のない定員削減とアベノミクスによる職場実態を無視した大規模な公共事業発注により、職場の中では「違法、脱法行為」がまかり通り、発注率を上げるためにパワーハラが数多く発生し、その為、肉体的にも精神的にも追い詰められ健康や精神を害する職員が増えています。

## ユニオン組織でも自ら振り返り点検

当局は、こうした実態を「見て見ぬふり」をし、そして、それを繕うために「文書」を提出しお茶を濁そうとしていますが、こうした局面は、職場の実態から生じているため、時間が経てば解決するものでなく、当局が本気にならない限り解決しない問題です。

私たちは、一日も早くこうした実態を解消し、多くの管理職員等が活き活きと働きがいを持って毎日業務に専念できる職場環境を作り上げるため、自ら「パワーハラを行っているかないか振り返る」と共に「していないか」

の確認をお互い行う。そして、職場に「パワーハラ撲滅ポスター」を張り出し、職場でも啓発活動を実施していくことを確認していただきます。

当局にあっては、共に職場からパワーハラを一掃するために以下内容について実施し、そのことについては職員に徹底するよう申し入れます。

1. パワーハラ相談室の開設
2. 幹部会議等で、「しない」「意思統一」「していないか」の互いの確認の実施。
3. パワーハラをしない・させないため、文書やポスターなどによる啓発強化。
4. 不幸にもパワーハラが発生した場合は以下のルールに則って対処する。

- ① 複数の職員などからパワーハラを受けた場合は、パワーハラと認める。  
 (「複数の職員からの指摘」とは、二人以上の職員等から同じ職員からパワーハラを受けたとの申し出があった場合。パワーハラを受けたと一人の職員等からの申し出があり、他の職員などがそれを目撃したとの申し出があった場合)
- ② 複数の職員などからパワーハラを受けた場合は、

た職員に対して、当局は、本人に対して「指導」を行う。

③ その後再び指摘を受けた場合は、当局は名前を公表し、人事上も含めた「適切な措置」を行う。

5. パワーハラをうけた職員には十分なケアを行うと同時に、公務災害を適用すること。

以上

当局が一日も早く職場から「パワーハラを一掃するため」にこの申し入れに応えることを望みます。



### 申し入れ書

国土交通省管理職ユニオンが今回実施した「第9回管理職員等アンケート」では、パワーハラを受けたことがある管理職員等は回答者の32% (762人)、そのうち2% (35人) は現在も受けていると回答。そして「周りでパワーハラを見た」と回答した管理職員等は21% (474名) もいることが判明しました。

際限のない定員削減と、アベノミクスによる職場の実態を無視した大規模な公共事業発注により、職場の中では「違法(脱法行為)」がまかり通り、発注率を上げるためパワーハラが数多く発生し、その為、肉体的にも精神的にも追い詰められ、健康や精神を害する職員が増えています。

しかし当局は、こうした実態には「見て見ぬふり」をし、それを繕うために「文書」を提出してお茶を濁そうとしていますが、こうした局面は、職場の実態から生じているため、時間が経てば解決するものではなく、当局が本気にならない限り解決しない問題です。

私たちは、一日も早くこうした実態を解消し、多くの管理職員等が活き活きと働きがいを持ち、毎日業務に専念できる職場環境を作り上げるため、自ら「パワーハラを行っているかないか振り返る」と共に「していないか」の確認をお互い行う。そして、職場に「パワーハラ撲滅ポスター」を張り出し、職場でも啓発活動を実施していくことを確認していただきます。

貴職におかれは、共に職場からパワーハラを一掃するため、以下の内容について実施するとともに、職員に徹底するよう申し入れます。

1. パワーハラ相談室の開設
  2. 幹部会議等で、「しない」「意思統一」「していないか」の互いの確認の実施。
  3. パワーハラを「しない」させないため、文書やポスターなどによる啓発強化。
  4. 不幸にもパワーハラが発生した場合は、以下のルールに則って対処する。
    - ① 複数の職員などからパワーハラを受けた場合は、パワーハラと認める。  
 (「複数の職員からの指摘」とは、二人以上の職員等から同じ職員から「パワーハラを受けた」との申し出があった場合。パワーハラを受けたと一人の職員等からの申し出があり、他の職員などがそれを「目撃した」との申し出があった場合)
    - ② 複数の職員などからパワーハラを受けた職員に対して、当局は、本人に対して「指導」を行う。
    - ③ その後、再び指摘を受けた場合は、当局はパワーハラを行った者の氏名を公表するとともに、人事も含めた「適切な措置」を行う。
  5. パワーハラを受けた職員には十分なケアを行うと同時に、公務災害を適用すること。
- 以上

国土交通大臣  
太田 昭宏 殿

2014年 11月 日

国土交通省管理職ユニオン  
中央執行委員長 河野 健次

## 管理職員退職後の再任用者も

### 大幅な処遇改善

## ユニオンフル勤務の実現目指して

11面から続く

2004年度から導入された再任用制度は、旧建設省の職場では、格付けは全員2級採用で、仕事の経験も無視したものでした。

ユニオンは、再任用政策を発表するとともにアンケートや再任用者交流会を実施し、実態や要求を把握、その改善を粘り強く要求し、その後「指導員」「指導官」ポストを新設させ、3、4級格付けを実現してきました。これを現在の給与で比較したのが下の表で

管理職経験者は、2級格付けでなく3、4級格付けとなり、賃金が月額で26,000円45,000円の収入増になりました。ユニオンは、管理職員の退職後の賃金の「現役時代の7割支給」を目指して運動を続けていきます。

### 再任用2~4級給与比較

	3日勤務	4日勤務	フル勤務
2級	128,040	170,720	213,400
3級	154,560	206,080	257,600
4級	166,680	222,240	277,800

